

マルカマネー利用規約

1. 本規約の目的

本規約は、株式会社丸久(以下、「当社」という)が発行する「マルカ」および「マルカプラス」、「デジタルマルカ」(以下「マルカ」という)に付帯する「マルカマネーサービス」について規定するものであり、会員がマルカを使用して「マルカマネー」を利用するにあたり本規約が適用されるものとします。なお、マルカマネーサービスに付随または関連して当社またはマルカ加盟店が提供するサービスについては、本規約と併せて当社またはマルカ加盟店が別に定める規約が適用されるものとします。

2. 定義

本規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

- (1) マルカマネーとは、当社が発行したマルカまたはマルカと関連つけて当社サーバーに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- (2) マルカマネーサービスとは、会員が当社およびマルカ加盟店に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品(以下「商品等」という)の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法によりマルカチャージされたマルカマネーを利用することで、当社またはマルカ加盟店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- (3) マルカ加盟店とは、当社と加盟店契約を締結し、マルカマネーサービスの利用により、会員に商品等の販売または提供を行うものをいいます。
- (4) マルカチャージとは、4. マルカチャージに定める方法により、会員がマルカにマルカマネーの量を加算することをいいます。
- (5) マルカマネー残高とは、会員が利用可能なマルカマネーの量をいいます。

3. 不正使用等の禁止

- (1) マルカマネーはカードにサインされた本人のみ使用できるものとし、他人に使用させ、または譲渡・貸与することはできないものとします。
- (2) 会員は、マルカマネーの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできないものとします。
- (3) デジタルマルカは登録した本人のみが利用できるものとし、他人への貸与・譲渡などは一切できないものとします。

4. マルカチャージ

- (1) 会員は、当社所定の場所・方法にて、1,000円単位でマルカチャージをすることができます。ただし、一度のマルカチャージの限度額は49,000円以下とします。
- (2) 会員は、1枚のマルカに対して、マルカマネー残高が5万円超となるマルカチャージはできないものとします。

5. マルカマネーサービスの利用

- (1) 会員は、当社直営店およびマルカ加盟店でマルカマネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券、ギフト券、切手、印紙などの金券類、マルキュウらくらく便でお買上の商品その他当社およびマルカ加盟店が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
- (2) 一部対象とならない売場があります(委託催事、自販機などのマルカ対応レジにて精算を行

わない売場、マルカに加盟していない直営以外の店舗内テナント)。

- (3) 会員が当社直営店およびマルカ加盟店でマルカマネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、マルカマネー残高から商品購入または提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- (4) 会員は、当社直営店およびマルカ加盟店において、商品等の購入または提供を受け、マルカマネーサービスを利用し、マルカマネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社またはマルカ加盟店が別途定める方法により、支払うものとします。その場合、マルカマネーとその他カードおよびクレジットの併用はできないものとします。
- (5) 会員が当社直営店およびマルカ加盟店において、マルカマネーを利用して商品等の購入または提供を受ける場合に利用できるマルカの枚数は、1枚に限ります。
- (6) 会員は、マルカマネーサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示されるマルカマネー残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場でレジまたはサービスカウンターに申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該マルカマネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

6. マルカマネー残高

- (1) マルカマネー残高は、マルカマネーサービス利用時のレシート、サービスカウンターおよび本規約末尾に記載のお問合せ窓口にて照会することができるものとします。
- (2) 最後にマルカマネーサービスを利用した日および最後にマルカチャージした日は、サービスカウンターおよび本規約末尾に記載のお問合せ窓口にて照会することができるものとします。
- (3) 会員は、最後にマルカマネーサービスを利用した日または最後にマルカチャージした日から5年を経過した場合、自動的にマルカマネー残高はゼロとなり、現金の払戻しも行われぬものとします。

7. マルカマネーの移行

会員は、当社が認めた場合を除き、マルカマネーを他のマルカに移行することはできないものとします。

8. マルカプラス会員への移行

満60歳を迎えた会員がマルカプラスへ移行するときは、マルカマネー残高はマルカプラスへ移行できるものとします。

9. マルカマネーサービスの利用ができない場合

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、マルカチャージすること、マルカマネーサービスを利用すること、およびマルカマネー残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。

- (1) マルカマネーサービスを提供するシステムに故障が生じた場合またはシステム保守管理等のためにシステムの全部もしくは一部を休止する場合。
- (2) マルカの破損、または当社直営店もしくはマルカ加盟店の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合。
- (3) その他やむを得ない事由のある場合。

10. 退会および会員資格の喪失

会員が、退会したとき、会員資格を取り消されたとき、または会員資格を喪失したときは、マルカマ

ネーサービスの利用はできなくなり、マルカマネー残高はゼロとなります。また、現金の払い戻しも行われません。

11. 換金等の不可

17. マルカマネーサービスの終了の場合を除き、マルカマネーの換金または現金の払戻しはできないものとします。

12. 破損・汚損・磁気不良による再発行時のマルカマネー

マルカが破損・汚損・磁気不良により再発行された場合、本人の証明を確認の上、当社所定の方法で照会されたマルカマネー残高が再発行されたマルカに引き継がれるものとします。

13. 紛失・盗難による再発行時のマルカマネー

- (1) マルカが紛失・盗難により再発行された場合、当社によるマルカの利用停止措置が完了した時点のマルカマネー残高が再発行されたマルカに引き継がれるものとします。
- (2) 会員がマルカの紛失・盗難を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、マルカマネーを第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 会員が紛失・盗難届出時にマルカマネー残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難したマルカに残ったまま有効期限を過ぎたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

14. 当社または加盟店との紛議

- (1) 会員が、マルカマネーサービスを利用して当社で購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員と当社との間で解決するものとします。
- (2) 会員が、マルカマネーサービスを利用してマルカ加盟店で購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員とマルカ加盟店との間で解決するものとします。
- (3) 前2項の場合においても、会員は、当社および当該マルカ加盟店に対し、マルカマネー利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

15. 個人情報の収集・利用

会員は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員がマルカカード申込時に当社に届け出た事項およびマルカマネーサービスの利用履歴等の情報（以下「個人情報」という）を、当社が別に定める「マルカ個人情報の取扱いに関する重要事項」に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。

16. 規約の変更

当社は、当社およびマルカ加盟店の店舗内での掲示、当社ホームページへの掲載その他当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。なお、当社が変更内容を告知した後、会員がマルカを利用したとき、または告知以後異議なく1ヶ月経過した時は、変更内容を承諾したものとします。

17. マルカマネーサービスの終了

- (1) 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で告知することにより、マルカマネーサービスを全面的に終了することができるものとします。

- ① 社会情勢の変化。
- ② 法令の改廃。
- ③ その他当社のやむを得ない都合による場合。

(2) 前項の場合、法令に基づき、会員は当社の定める方法により、マルカマネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができます。ただし、当社が前項の通知を行ってから2年経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

18. 制限責任

9. マルカマネーサービスの利用ができない場合に定める理由その他の理由により、会員がマルカマネーサービスを利用することができないことで当該会員に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。なお、当社の故意または重過失がある場合でも、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。

19. 通知の到達

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所または電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

20. 業務委託

当社は、本規約に基づくマルカマネーサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

21. 合意管轄裁判所

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

22. お問い合わせ窓口

マルカマネーに関するお問合せは、当社のホームページ

(<https://www.mrk09.co.jp/card/toiawase.html>) 記載の問合せ先または下記の当社カードセンターまでご連絡ください。

株式会社丸久 カードセンター

T E L 0835-25-0909 (9:00~18:00)